

ギャンブル等依存症対策推進本部の後援等名義に関する規程実施細則

〔平成31年4月19日
内閣官房副長官補決定〕

(関係書類)

第1条 ギャンブル等依存症対策推進本部の後援等名義に関する規程（平成31年4月19日ギャンブル等依存症対策推進本部長決定。以下「規程」という。）第4条に規定する「関係書類」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 行事等の概要（例えば、行事にあつては、その目的、日時、議事次第、出席者、出品内容、使用施設、事故防止及び公衆衛生のための措置、入場料、他の後援等の団体（申請中のものを含む。）等）を明らかにする書類
- 二 行事等の収支予算書
- 三 主催者等が民間団体である場合には、定款又は寄附行為、会則、役員名簿、活動状況等その団体の性格及び内容を明らかにする書類

(承認の決定)

第2条 承認の決裁は、内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局（以下「ギャンブル等依存症対策推進本部事務局」という。）において起案し、内閣官房副長官補までの決裁を得るものとする。

- 2 起案に当たっては、ギャンブル等依存症対策推進本部事務局は、当該行事等について規程第3条の審査基準に基づき審査した結果を詳細に記載した承認理由書を決裁文書に添付するものとする。

(結果の報告)

第3条 規程第7条の結果報告書を受理したギャンブル等依存症対策推進本部事務局は、速やかに、申請書及び申請書に添付された関係書類に記載された事項と照合の上、結果報告書を内閣官房副長官補に供覧するものとする。

附 則

この決定は、平成31年4月19日から施行する。